

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号 改正平成13年法律第151号 以下「PFI法」といいます。）第6条の規定により、総合科学技術高等学校（仮称）整備事業を特定事業として選定しましたので、同法第8条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表します。

平成17年7月11日

静岡県知事 石川 嘉延

特定事業の選定について

1. 事業概要

総合科学技術高等学校（仮称）整備事業（以下「本事業」といいます。）は、PFI法に基づき、静岡県（以下「県」といいます。）と事業契約を締結し、当該特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」といいます。）が、本高校の設計業務、建設業務及び維持管理・運營業務等を行うことを事業の範囲とします。

(1) 施設整備概要

①建設する施設

施設内容	総合科学技術高等学校（仮称）
建設計画地	静岡市葵区長沼500番1（住居表示）
敷地面積	55,011㎡
用途地域	工業地域 ※用途地域は、現在は工業地域（学校建設原則不可）ですが、平成17年度中に、学校建設が可能な地域に変更される予定です（その場合でも、建ぺい率、容積率に変更ない予定）。
形態規制	・建ぺい率：60% ・容積率：200%

②解体する施設

a) 静岡県立清水工業高等学校

所在地	静岡県静岡市清水区清水八坂東一丁目16-1
敷地面積	35,291㎡

b) 静岡県立静岡工業高等学校

所在地	静岡県静岡市葵区太田町24番地
敷地面積	30,476㎡

(2) 事業内容

対象となる事業の範囲は、次のとおりです。

- ①施設の設計業務及び建設業務
- ②産業教育等に供するための装置・備品等（以下「産業教育装置等」といいます。）の調達・設置業務
- ③既設の産業教育装置等の移設・設置・調整業務
- ④施設の所有権移転業務
- ⑤施設の維持管理業務
- ⑥運營業務
- ⑦既存施設の解体等業務

なお、⑥運營業務は食堂・売店運營業務および生涯学習講座運營業務を予定していますが、これ以外の運營業務に関し、事業期間中、民間の創意工夫が生かされると認められる事業がある場合、契約変更等所要の手続きについて、県と選定事業者で協議の上、当該業務を事業範囲に加えることもあります。

(3) 事業の方式

選定事業者が施設の設計業務、建設業務を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、維持管理・運營業務等を行う方式（B T O（Build, Transfer, Operate）方式）とします。

2. 県が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

本事業において、県が自ら実施する場合とPFI方式により実施する場合を比較することによって、特定事業選定における客観的評価を行いました。

(1) コスト算出による定量的評価

①算出にあたっての前提条件

本事業において、県が自ら実施する場合の財政負担額とPFI方式により実施する場合の財政負担額の比較を行うにあたり、設定した主な前提条件は次のとおりです。

なお、これらの前提条件は、県が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではありません。

	県が自ら実施する場合	PFI方式により実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	①既存施設解体費 ②新施設設置備費 ③新施設の維持管理・運営業務費	①サービス購入料 (既存施設解体費、新施設設置備費、新施設の維持管理・運営業務費等) ②アドバイザー費(30百万円) ③モニタリング費(3百万円/年) 等
共通条件	①設計・建設期間 平成18年8月～平成20年3月 ②維持管理期間 平成20年1月～平成40年3月 ③現在価値換算率 3% (現在価値への換算は、割引率4%からインフレ率1%を差し引いた3%で算出) ④割引基準年度 平成17年度を係数1として現在価値に換算	
設計・建設、維持管理・運営及び解体に関する費用	県の仕様及び県立高校等類似施設の実績等に基づき設定	本事業における民間事業者に対する参入意向調査の結果等に基づき、コスト削減率を設定
資金調達に関する事項	①国庫補助金 ②起債(金利1.5%、償還期間20年、うち据置期間3年) ③一般財源	①国庫補助金 (県が自ら実施する場合と同額) ②起債 (金利1.5%、償還期間20年、うち据置期間3年) ③一般財源 ④自己資本 (建設費等の10%) ⑤市中銀行借入 (金利2.4%、償還期間20年、うち据置期間なし)

②算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、県が自ら実施する場合の財政負担額とPFI方式により実施する場合の財政負担額を現在価値換算額で比較した結果は次のとおりです。

項目	金額（現在価値）
県が自ら実施する場合の財政負担額	6,676 百万円
PFI方式により実施する場合の財政負担額	6,502 百万円
財政負担削減額	174 百万円

この結果、本事業を県が自ら実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約174百万円削減されるものと見込まれます。

③選定事業者に移転されるリスクの検討

本事業において、県が民間事業者に移転するリスクのうち、定量化が可能なものについては定量化を試みた結果、総額約178百万円と推計されます。PFI方式により実施する場合の事業費には、この移転リスク相当分が含まれていることから、VFM評価上は、県が自ら実施する場合にもこれと同じ金額を、従来、県が負担していたリスク相当額として加算することが必要となります。

（２）PFI方式により実施することの定性的評価

本事業においてPFI方式を用いた場合、民間資金、選定事業者の経営能力及び技術的能力等の活用による定性的評価としては、次のような効果が見込まれます。

①効率的な施設整備・維持管理・運営の実施

本事業はPFI方式を用いることにより、設計・建設、維持管理・運營業務までを一括して選定事業者任せのため、各業務毎に発注する場合と比較して効率化が図られ、その結果、費用の最小化を視野に入れた整備が可能となります。併せて本施設のLCC（ライフ・サイクル・コスト）の削減についても期待できます。また、選定事業者の創意工夫が発揮されるものとして期待できます。

②学習環境の向上および県民サービスの向上

PFI方式によるサービスの提供は、設計・建設から維持管理・運営までの一貫した体制の採用によって、施設の利用しやすさや機能性の向上が期待できます。本事業は、技術革新に柔軟に対応できる将来のスペシャリストを育成することを目標に、ものづくり教育や実験実習の充実に重点を置いた、工業科と理数科を併置する新しいタイプの専門高校という、

特徴ある高等学校を対象としており、一般の施設整備・維持管理・運営に比べ、選定事業者が創意工夫できる余地が大きいと思われます。特に、環境に配慮した敷地全体の有効活用を視野に入れ、学校施設全体から先進的な工業技術のほか、環境・防災・エネルギー問題などの今日的な課題を学ぶことのできる、充実した施設・設備の整備が実現されるほか、本県高等学校における工業教育、ものづくり教育の拠点校にふさわしい、魅力ある高等学校づくりの実現等に対応できる、機能的で柔軟性に富んだ高い水準の施設・設備の整備が期待されます。

また、食堂・売店等の運營業務においては、選定事業者のノウハウが十分に発揮され、最適なサービスの提供が期待できます。さらに、生涯学習講座の運營業務においては、多様化する利用者ニーズに対応した業務運営により、県民サービスの向上につながる事が期待できます。

③リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を県及び選定事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できます。

④財政支出の平準化

県が自ら実施した場合、短期間に県の予算に初期投資費用を計上することとなるのに対し、PFI方式で行う場合、サービスの対価として毎年一定額を支払うことから、財政支出を平準化することが可能となります。

(3) 総合的評価

本事業は、PFI方式にて実施することにより、県が自ら実施する場合と比較して、定量的評価において約174百万円の県の財政負担額の削減が達成されることが見込まれます。さらに、リスク調整額約178百万円を加えて、全体で約352百万円の財政負担の削減が達成されることが見込まれます。また、定量化できない多くの定性的効果も期待できます。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定します。